

## もしかしてDV?と思ったら、 福井県配偶者暴力被害者支援センターに ご相談ください

### こんな時にご利用ください

- 今の状況を変えたいが、何からはじめたらいいかわからない…
- DVから逃げたいが、頼れるところがない…
- 暴力というほどではないかもしれないが、話を聞いてほしい

### こんな支援を行っています(一例)

- 電話相談、面談(まずはお電話でご予約ください)
  - 支援機関の紹介および連絡調整
  - こころの相談、法律相談(要予約)
  - 緊急時における安全確保に向けた支援
  - 保護命令に関する情報提供
- ※保護命令制度: 裁判所が被害者からの申立てにより、一定の要件を満たしている場合に、加害者に接近禁止等を命ずるもの。

### 対象者

どなたでも相談できます

- 性別不問、年齢不問  
※女性の相談員をご希望の場合は、電話や窓口等でその旨をお伝えください。  
※男性の相談員をご希望の場合は、男性DV相談をご利用ください。
- 日本語が不自由な方にも、可能な限り対応します。  
通訳をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

### 女性相談支援センターのお知らせ

女性相談支援センターでは、配偶者からの暴力だけでなく、**夫婦問題や配偶者以外の家族からの暴力、性被害など、女性に関する様々な悩み**に相談員が応じ、悩みや問題の解決に向けた支援を行っています。

福井女性相談支援センター(福井県児童・女性相談所内)  
〒918-8105 福井市木田3丁目701  
電話 0776-35-1725 FAX 0776-35-1726

各健康福祉センターにも女性に関する問題に対応する女性相談支援員がいます。(※状況により女性相談員以外が対応する場合があります。あらかじめご了承ください。)

## 福井県配偶者暴力被害者支援センター

相談機関名	電話番号	受付時間 (電話・面接)
福井県児童・女性相談所 (女性相談支援センター)	0776-35-1725	(面談) 月～金 8:30～17:15 (電話相談) 土日祝日を含む毎日 8:30～22:00
福井県生活学習館 (ユニー・アイふくい)	0776-41-7111	火～日 9:00～16:45
福井健康福祉センター	0776-36-2857	月～金 8:30～17:15
坂井健康福祉センター	0776-73-0609	
奥越健康福祉センター	0779-66-2076	
丹南健康福祉センター	0778-51-0034	
丹南健康福祉センター (武生福祉保健部)	0778-22-4135	
二州健康福祉センター	0770-22-3747	
若狭健康福祉センター	0770-52-1300	

面接をご希望の場合は事前に電話でご連絡ください。  
初めての方など、どこに相談したらよいかわからない場合は、**女性相談支援センター**もしくは**ユニー・アイふくい**にご相談ください。

### DV相談ナビ #8008

福井県外にお住まいの方、どこに連絡したらよいかわからない方は、こちらの番号をご利用ください。

### 配偶者暴力(DV)に関するその他の相談機関

相談機関名	電話番号	受付時間 (電話・面接)
警察本部 警察安全相談室	#9110または 0776-26-9110	電話・面接 毎日24時間対応
男性DV相談 男性相談員が対応します	080-8690-0287	毎月第1～4水曜日 9:00～13:00
福井県人権センター	0776-29-2111	火～金 9:00～17:00
福井地方法務局 人権擁護課 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金 8:30～17:15
公益社団法人 福井被害者支援センター	0120-783-892	月～土 10:00～16:00 ※面接は月～金

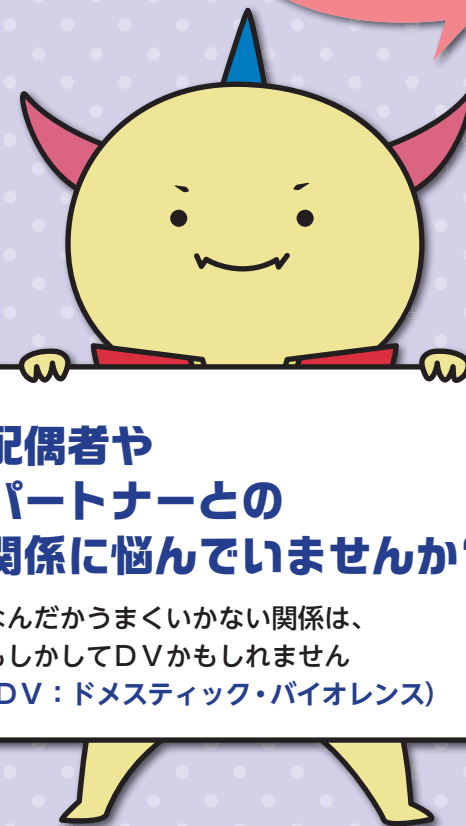
### DV相談+(プラス) 0120-279-889

年中無休24時間の電話相談のほか、  
チャットでの相談にも対応しています。  
くわしくはQRコードから→



生活に必要なお金を  
渡してくれない…

スマホを勝手に  
チェックされる…



## 配偶者や パートナーとの 関係に悩んでいませんか?

なんだかうまくいかない関係は、  
もしかしてDVかもしれません  
(DV:ドメスティック・バイオレンス)



福井県  
法務省委託事業



# 配偶者からの暴力 (DV:ドメスティック・バイオレンス)とは…?

配偶者(事実婚も含む)、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手などの「親密な関係」にある人からの暴力のことです。性別や年齢に関係なく被害を受けることがあります。

暴力には、殴る蹴るといった身体的な暴力のほかに様々なかたちの暴力があり、これらを使って相手を支配しようとするのがDVの特徴です。

暴力の種類	
<b>身体的DV</b> 殴る、蹴る、刃物などで脅す、物を投げつける、など	<b>精神的DV</b> 怒鳴る、無視する、馬鹿にする、発言させない、など
<b>性的DV</b> わいせつな写真を撮る、避妊に協力しない、性行為の強要、など	<b>社会的DV</b> 親族や友人との付き合いを制限する、など
<b>経済的DV</b> 金銭的な自由を与えない、生活費を渡さない、など	<b>子どもを利用したDV</b> 子どもに悪口をふきこむ、など

たとえ配偶者や恋人、パートナーであっても、あなたに暴力をふるうことは絶対に許されません。

「自分にも悪いところがあるから…」 「自分さえ我慢すれば…」 と考えていませんか? DVは努力や愛情で改善されるものではありません。

あなたには、安全に安心して生きる権利があります。その権利を奪い、あなたを傷つける相手に非があります。



配偶者暴力相談支援センター\*では、DV被害者の相談や支援を行っています。

一人で悩まず、まずはご相談ください。

(※福井県では配偶者暴力被害者支援センター)

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、絶対に許されません。(配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等に関する法律より)

## 【体験談1】

結婚前から、思い通りにいかないことがあると不機嫌になる夫でした。子どもが生まれてからは、子どもの世話で会話が途切れたり食事の準備が遅れたりすると怒鳴ったり物を投げつけたりということが増えました。子どもに当たりそうになったこともあります…。

でも、「俺を怒らせるお前が悪い」「これは暴力ではない」と言われ、自分が悪いと思ってずっと我慢してきました…。

「殴る」「蹴る」だけが暴力ではありません!どんな理由があっても、暴力を受けているあなたが悪いことはありません。

## 【体験談2】

結婚してから給料はすべて妻に渡していますが「稼ぎが少ない」と言われ小遣いをもらえません。最近では子どもの前で「パパはバカだから仕事ができない」と僕の悪口を言うので、子どもが真似するようになりました。話し合いをしようにも妻には無視され、こちらを向いてもらおうと肩を掴んだところ「暴力をふるわれた!」と騒ぎ始め…。

男は我慢するしかないのでしょうか…。

男性も被害にあう場合があります。異性の相談員に相談しにくい場合は、男性DV相談にお電話ください。

## デートDVを知っていますか?

交際している相手から受ける暴力のことを「デートDV」と呼びます。「愛しているなら、なんでも言うことを聞いて当然」と考え、コントロールしようとする態度や行動のことをいいます。DVと同じように暴力の種類はさまざまですが、どの暴力もこことからだを傷つけます。デートDVは誰にでも起こりうる身近な問題です。「もしかして自分たちのことかもしれない…」と交際関係を見つめ直してみませんか。

## 「面前DV」は児童虐待です

親のDVを目撃すること(面前DV)は、子どもが直接暴力を受けていなくても、子どもの心を深く傷つけます。

暴力におびえて大人の顔色をうかがうようになったり、現実逃避のようにぼーっとすることが増えたり、「弱いことが悪い」と暴力を肯定するようになったりと影響は様々です。

お子さんのためにもぜひ相談してください。

## 児童虐待に関する相談

すべて年中無休24時間対応です

- 児童相談所虐待対応ダイヤル  
いちはやく  
「189」※通話料無料
- 児童相談所相談専用ダイヤル  
0120-189-783 ※通話料無料
- 福井県児童相談24時間ダイヤル  
0776-35-1781



## 男性も被害にあうことがあります

DVの被害者は女性だけとは限りません。

内閣府が令和2年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、男性の18.9%、約5人に1人が、配偶者からの暴力を受けたことがある、と回答しています。

福井県では、男性DV相談の窓口を設置し、男性相談員が相談に応じています。

## 男性DV相談

日時: 毎月第1~4水曜日 9:00~13:00

電話: 080-8690-0287

男性相談員が対応します。

電話相談のほか、面談もできます。

まずはお電話ください。

※裏面の配偶者暴力被害者支援センターでも男性からの相談に応じています。

